

志賀町地域おこし協力隊募集・選考及び活動支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の実施目的

志賀町では、令和6年能登半島地震からの「創造的復興リーディングプロジェクト」の一環として、移住の促進と起業支援、関係人口の創出に取り組んでいます。こうした中、国による「ふるさと住民登録制度」の創設や、石川県の官民連携による関係人口マッチングプラットフォーム「いしかわのWa!」など、関係人口拡大の取組は全国的な潮流となっている。

こうした背景を踏まえ、志賀町では、地域づくり団体の伴走支援及び関係人口の拡大に資する活動を推進していくにあたり、地域コーディネーターの育成に取り組んでいくとともに、「志賀町ファンクラブ（仮）」制度の創設を計画して、その推進役を担う人材を地域おこし協力隊制度を活用して募集するため、公募型プロポーザルにより募集や選考、活動支援に優れた事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

志賀町地域おこし協力隊募集・選考及び活動支援業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約限度額

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| ①隊員の募集・選考に係る経費の上限 | 3,451,800円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| ②隊員の活動支援に係る経費の上限 | 1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 業務仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 志賀町財務規則（平成17年9月1日規則第35号）第99条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

- (5) 志賀町暴力団排除条例（平成24年志賀町条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団に該当しないこと。
- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (7) 過去3年以内に地方自治体が発注した地域おこし協力隊募集業務委託又は活動支援業務委託の受注実績を1件以上有すること。
- (8) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 実施スケジュール及び募集方法

(1) 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和8年 4月20日（月）
質問書の受付期限	令和8年 5月11日（月）午後5時まで必着
参加表明書・提案書の提出期限	令和8年 5月15日（金）午後5時まで必着
参加資格結果通知	令和8年 5月19日（火）
審査会（プレゼン等）	令和8年 5月22日（金）
企画提案書審査結果の通知	令和8年 5月27日（水） 予定
契約締結	令和8年 6月 1日（月） 予定

※審査結果の通知後、優先交渉権者と協議の上、契約を締結する。

(2) 募集方法

町ホームページに掲載（本実施要領、業務委託仕様書、各種様式等）。

各種様式等については、町ホームページからダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別紙の質問書（様式第4号）により、電子メールにて提出すること。
 なお、メール送信後に担当部署（巻末に記載）まで電話連絡すること。
- (3) 回答日：町ホームページ上で順次回答する。
- (4) 回答方法：質問者名を伏せて町ホームページ上で回答する。
 ※回答の内容は、本実施要領及び業務委託仕様書の追記・修正とみなす。

6 参加表明書及び企画提案書等の作成要領

- (1) 参加表明の必要となる書類 ※すべて原本を1部提出すること。書類はA4サイズとする。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②提案者概要（様式第2号の1）
- ③法人等の役員名簿（様式第2号の2）

(2) 参加表明書等の提出

- ①提出締切：令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）
- ②提出方法：担当部署（巻末に記載）まで持参又は郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）

(3) 企画提案の提出に必要な書類

- ①企画提案書（様式第3号） ※正本1部、副本7部（副本は複写でも可）

(4) 企画提案書等の提出

- ①提出締切：令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）
- ②提出方法：担当部署（巻末に記載）まで持参又は郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）
- ③様式：原則、様式第3号による提出とするが、提案内容をより分かりやすく説明するための任意様式による別添提出も受け付ける。ただし、資料の左上にどの審査項目の資料であるか明記すること。
- ④留意事項：書類は原則としてA4版とする。

7 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり実施し、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。ただし、最高評価点数提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決で決する。

(1) 審査会（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

参加資格要件を満たす者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案を特定する。

- ①実施予定日：令和8年5月22日（金）

- ②プレゼンテーションの内容

- ・プレゼンテーションの時間は1者あたり説明25分、質疑10分を目安とする。
- ・プレゼンテーションはPCと大型モニターを使用し行うものとし、必要な機材(PC大型モニター等)は事務局が用意する。また、プレゼンテーション用のデータは提出済の企画提案書等から内容の変更が無い範囲での軽微なレイアウト調整は可とし、令和8年5月20日（水）午後5時までに電子メールで事務局あてにデータを送付すること。（送付後に電話にて連絡し、到着を確認すること。また、データ容量が5MBを超える場合、事前に連絡すること。）
- ・詳細は参加者あてに事前通知する。
- ・審査会については非公開とする。また、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。
- ・オンラインでのプレゼンテーションでの参加を可能とする。

8 審査基準及び配点

別紙「プロポーザル評価項目及び配点表」に基づき審査を行う。

審査の結果、評価点数が最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、最高評価点数事業者が複数ある場合は、選定委員の多数決で決する。

9 審査結果の通知

審査結果を書面により、すべての事業者に通知する。なお、審査結果に関する異議等は受け付けない。

10 契約の締結

審査結果通知後、町と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始する。原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更または削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が調わない場合は、審査会で次点となった提案者を優先交渉権者として協議を行う。

11 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき

- ① プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。
- ② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。(参加表明時点の参加資格も含む)

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- ② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ③ 参考見積りの金額(税込 税率10%)が契約限度金額を超過したとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 提出された提案書類等は返却しない。
- (3) 提出書類は、優先交渉権者特定以外には提出者に無断で使用しない。ただし、審査において複製を作成する場合がある。また、本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、開示する場合がある。
- (4) 公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

- (5) 業務委託の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、業務の一部に係る再委託については、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 書類等提出及び連絡先

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

志賀町企画財政課震災復旧復興創生室 担当 藤田

電話番号:0767-32-9301

FAX: 0767-32-3933

メール: iju@town.shika.lg.jp